令和７年度　さやま農産物生産力強化支援事業実施概要

1. 対象事業

* 農業用機械導入事業
* スマート農業推進事業
* 農業用ドローンオペレーター技能認定取得補助事業

1. 提出方法
2. 提出書類
3. 要望書
4. カタログ
5. 参考見積書（２者以上）

※農業用ドローンオペレーター技能認定取得補助事業は１者でも可

※実施主体が農業者団体の場合、参考見積書の宛名は団体名と代表者名にしてください

例）狭山○○組合　会長　農政　太郎

1. 提出期限

令和７年９月２６日（金）

1. 提出方法

電子メール、郵送、窓口持参

1. 提出先

狭山市役所　農業振興課

1. その他注意事項

* 交付決定通知後に補助対象機械が導入され、令和８年３月３１日（火）までに、代金の支払いが完了し、市に完了報告ができるものに限ります。
* 交付決定通知後の購入機械の変更は原則できません。
* 補助金は、予算の範囲内で交付します。
* 要望額が予算額を上回る場合は、補助金交付額の上限に達しないことや、不採択になることがあります。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業 | 内　　　容 |
| 農業用機械  導入事業 | （１）対象となる農産物  次に掲げるもののうち、いずれかとする。  ア　狭山市内のほ場で販売を目的に生産するもの  イ　その他市長が認めるもの  （２）事業の対象者  次に掲げるもののうち、いずれかとする。   |  |  | | --- | --- | | 対象者 | 対　象　要　件 | | 農業者個人 | 狭山市内に住所を有し、かつ次に掲げる要件のいずれかに該当すること。  （１）狭山市４Ｈクラブ又は狭山農業青年会議所の会員であること。  （２）認定農業者または認定新規就農者であること。  （３）認定農業者または認定新規就農者になることが見込まれる４５歳未満の者であること。 | | 農業法人 | 狭山市内に事業所を有し、かつ次に掲げる要件のいずれかに該当すること。  （１）認定農業者または認定新規就農者であること。  （２）認定農業者または認定新規就農者になることが見込まれる法人であること。 | | 農業者の組織する団体（以下「農業者団体」という。） | 次に掲げる要件のすべてに該当すること。  （１）農業者個人の対象要件に該当する者３名以上で組織される団体であること。  （２）代表者の定めがあること。  （３）組織及び運営に関する規約の定めがあること。 |   なお、農業者個人、農業法人、農業者団体の構成員が、市税、水道料金及び下水道料金を滞納していないこと。  （３）事業の内容  農産物の生産、調整、出荷等のための農業用機械の導入とする。  （４）補助率等  事業の実施に要する経費の３分の１以内とし、上限金額を農業者個人は３０万円、農業法人及び農業者団体は１５０万円とする。  補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。  （５）事業の採択要件  次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。  ア　事業実施年度の翌々年度末日までに、農産物の生産に要する総労働時間を１０％以上削減すること。  イ　事業実施年度の翌々年度末日までに、農産物の作付面積を２０％以上拡大すること。  （６）事業の採択優先順位  次に掲げるとおりとする。  ア　農業者個人  （ア）第１順位　狭山市４Ｈクラブ及び狭山市農業青年会議所の会員  （イ）第２順位　４５歳未満の農業者  （ウ）第３順位　今後農業の担い手として活躍する見込みがある者  イ　農業者法人  （ア）第１順位　役員を狭山市４Ｈクラブ及び狭山農業青年会議所の会員で構成する法人  （イ）第２順位　役員の平均年齢が４５歳未満の農業者で構成する法人  （ウ）第３順位　今後農業の担い手として活躍する見込みがある法人  ウ　農業者団体  （ア）第１順位　狭山市４Ｈクラブ及び狭山農業青年会議所の会員で構成する団体  （イ）第２順位　構成員の平均年齢が４５歳未満の農業者で構成する団体  （ウ）第３順位　今後農業の担い手として活躍する見込みがある団体  なお、農業用機械の導入に関し、補助金等を受けた実績がある者については、採択優先順位を下げるものとする。  また、同一機械の買い替えについては、補助対象外とする。 |
| スマート農業推進事業 | （１）、（２）　農業用機械導入事業と同じ  （３）事業の内容  農産物の生産、調整、出荷等のためのスマート農業機器等の導入とする。  補助対象とする機械・装置は、次のいずれかに該当しなければならない。  １　ＡＩ機能又はＩｏＴ機能が含まれている機械であること。  ２　農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに記載されているものと同等以上の機能を有していること。  （４）補助率等  事業の実施に要する経費の２分の１以内とし、上限金額は５０万円とする。  補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。  （５）事業の採択要件  市の実施する事業効果の検証等に協力すること。  （６）事業の採択優先順位  農業用機械の導入に関し、補助金等を受けた実績がある者については、採択優先順位を下げるものとする。  また、同一機械の買い替えについては、補助対象外とする。 |
| 農業用ドローンオペレーター技能認定取得補助事業 | （１）、（２）　農業用機械導入事業と同じ  （３）事業の内容  農業用ドローンオペレーター技能認定（農薬散布、農地管理等に使用するための認定をいう。）の取得とする。  （４）補助率等  事業の実施に要する経費の２分の１以内とし、上限金額は１０万円とする。  補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。  （５）事業の採択要件  市の実施する事業効果の検証等に協力すること。  （６）事業の採択優先順位  農業用機械の導入に関し、補助金等を受けた実績がある者については、採択優先順位を下げるものとする。  また、農業用以外での技能認定取得については、補助対象外とする。 |